

# 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画について

## 経緯

- 2013年10月「水銀に関する水俣条約外交会議」において、条約を全会一致で採択。
- 我が国は、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」の制定、大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令等の改正を行い、2016年2月に条約を締結。
- 2017年8月16日に条約が発効、同日に水銀汚染防止法が一部規定を除き施行。
- 同法の規定に基づき、水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて条約の的確かつ円滑な実施を確保するために策定するもの。

## 計画の位置づけ

- 水銀汚染防止法のみならず、関係法令に基づく水銀対策の全体像を包括的に示し、各種施策の密接な連携を確保するものであり、同法の規定に基づき平成29年10月16日に告示。
- 今後、水俣条約の規定に従って条約事務局に提出予定。

## 計画で定める事項

### 1. 水銀等による環境の汚染を防止するための基本的事項

#### ◆「マーキュリー・ミニマム」の環境の実現に向けた国内法令による措置◆

条約に規定される措置のみならず、それを上回る措置及び我が国独自の措置※を講ずる。

- ※具体例（1）一定量以上の水銀を含有する「特定水銀使用製品」の一部について、①条約の規定より厳しい水銀含有量基準を設定、②製造禁止時期（廃止期限）を条約の規定より前倒し  
（2）水銀を使用する製品の分別排出及び回収に係る国・市町村・事業者の責務を規定

### 2. 国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項

#### ◆関係主体の役割分担◆

計画の実施主体の中心となる国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民といった社会の構成員である全ての主体がそれぞれの責務を踏まえ、共通の認識の下に、互いの連携、協力を密にして各措置を講ずる。

### 3. その他条約の的確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項

## 実施状況の点検・見直し

- 第1回締約国会議（2017年9月24日～29日）で決定された報告の間隔に合わせ、水銀に関する水俣条約関係府省庁連絡会議において4年に1回実施状況の点検を行う。
- 関係府省庁連絡会議は、点検の結果及び締約国会議が作成する手引等を勘案して、条約が改正された場合など、必要に応じて、計画の見直しを行う。